

平成 18 年度長野市の保育所保育料について

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市では昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しております。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するために最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっています。この運営費は、保護者と公費で負担することとして、保護者が、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を、所得に応じて負担し、残りを平成 15 年度までは、国が 1 / 2、市が 1 / 2 の割合で負担することになっていました。しかし、国の三位一体改革の中、平成 16 年度より公立保育所運営費国庫負担が一般財源化（廃止）されました。

3 これまでの審議経過

平成 17 年度の保育料にあたっては、子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、また、長野市、豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の合併に伴う長野地域合併協議会の調整結果を尊重し、現行保育料を据え置くこととなりました。

旧大岡村については、地域合併協議会の中で、旧長野市との格差が大きかったため、平成 17 年度からその差額の 1 / 3 ずつを毎年度引き上げ、平成 19 年度分より格差是正されることになっております。

なお、3 歳未満児及び 3 歳以上児の B 2 階層については、軽減率が他の階層と比較して 80 % と高く設定されていること、及び 3 歳未満児の D 10 階層については、高額所得階層でありながら、軽減率が 30 . 5 % と高く設定されており、均衡を欠くと考えられるため今後の検討を要するとあります。

4 保育料改定審議に当たっての視点

(1) 所得税法の改正

保育料は、児童福祉法 56 条 2 項「市町村長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢に応じて定める額を徴収することができる。」とあり、応能負担となっています。そのため、当該年度の保育料は、前年の所得税額等により決定します。

税制改正により、18 年 1 月 1 日以後、所得税定率減税の額が 20 % から 10 %

に引き下げられておりますので、保育料としては、平成19年度分より影響することになります。

(2) 合併に伴う長野地域合併協議会の調整結果を尊重

19年度分より格差是正

(3) 保育所の幼保一体施設への移行に伴う均衡

平成17年度 保育料(国基準・市保育料比較)

(単位:円)

市階層 区分	定義	3歳未満児保育料				3歳以上児保育料						
		国基準	市保育料	軽減額	軽減率	国基準	市保育料	軽減額	軽減率			
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	-	-	0	0	-	-			
B1	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	0	0	-	-	0	0	-	-			
B2	前年分所得税 非課税世帯	9,000	1,800	7,200	80.00%	6,000	1,200	4,800	80.00%			
C1	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	18,500	8,900	9,600	51.89%	15,500	6,600	8,900	57.42%			
C2	前年度分市町村民税 課税世帯 (C1を除く世帯)	19,500	9,900	9,600	49.23%	16,500	7,600	8,900	53.94%			
D1	前年分所得税 課税世帯	30,000	12,000円未満	14,200	15,800	52.67%	27,000	11,900	15,100	55.93%		
D2			12,000円以上 32,000円未満	19,400	10,600	35.33%		16,800	10,200	37.78%		
D3			32,000円以上 64,000円未満	24,500	5,500	18.33%		21,700	5,300	19.63%		
D4			64,000円以上 96,000円未満	44,500	31,500	13,000		29.21%	36,400	25,200	11,200	30.77%
D5			96,000円以上 128,000円未満		40,500	4,000		8.99%		26,100	10,300	28.30%
D6			128,000円以上 160,000円未満		44,000	500		1.12%		26,600	9,800	26.92%
D7			160,000円以上 224,000円未満		50,500	10,500		17.21%		27,200	11,000	28.80%
D8			224,000円以上 304,000円未満	61,000	53,600	7,400		12.13%	38,200	28,700	9,500	24.87%
D9			304,000円以上 408,000円未満		54,500	6,500		10.66%		29,600	8,600	22.51%
D10			408,000円以上		80,000	55,600		24,400		30.50%	38,200	30,700

旧大岡村保育料基準額表

減税後の税額による世帯の階層区分			現行・平成16年度 (合併年度)		平成17年度 (合併翌年度)		平成18年度		平成19年度 (長野市保育料)		
国階層 区分	市階層 区分	定義	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料	
1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	B1	前年 分所得税 非課税世帯	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	0	0	0	0	0	0	0	
	B2		前年度分市町村民税 非課税世帯 (B1を除く世帯)	2,500	1,000	1,800	1,100	1,800	1,100	1,800	1,200
3	C1	前年 分所得税 課税世帯	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	6,000	5,000	6,900	5,500	7,900	6,000	8,900	6,600
	C2		前年度分市町村民税 課税世帯 (C1を除く世帯)	6,000	5,000	7,300	5,800	8,600	6,700	9,900	7,600
4	D1	前年 分所得税 課税世帯	12,000円未満	8,500	7,100	10,400	8,700	12,300	10,300	14,200	11,900
			12,000円以上 32,000円未満	11,000	9,600	13,800	12,000	16,600	14,400	19,400	16,800
			32,000円以上 64,000円未満	13,550	11,200	17,200	14,700	20,800	18,200	24,500	21,700
5	D4	前年 分所得税 課税世帯	64,000円以上 96,000円未満	17,200	12,500	21,900	16,700	26,700	20,900	31,500	25,200
			96,000円以上 128,000円未満	21,800	13,100	28,000	17,400	34,200	21,700	40,500	26,100
			128,000円以上 160,000円未満	23,000	13,700	30,000	18,000	37,000	22,300	44,000	26,600
6	D7	前年 分所得税 課税世帯	160,000円以上 224,000円未満	25,100	14,000	33,500	18,400	42,000	22,800	50,500	27,200
			224,000円以上 304,000円未満	26,300	14,800	35,400	19,400	44,500	24,000	53,600	28,700
			304,000円以上 408,000円未満	26,900	15,200	36,100	20,000	45,300	24,800	54,500	29,600
7	D10	408,000円以上	27,700	15,700	37,000	20,700	46,300	25,700	55,600	30,700	

調整保育料適用期間

注1) 引上げになる階層については、平成17年度からその差額の1/3ずつを毎年度上げるものとする。(100円未満切捨て。)塗りつぶしは調整に係る年度及び階層。

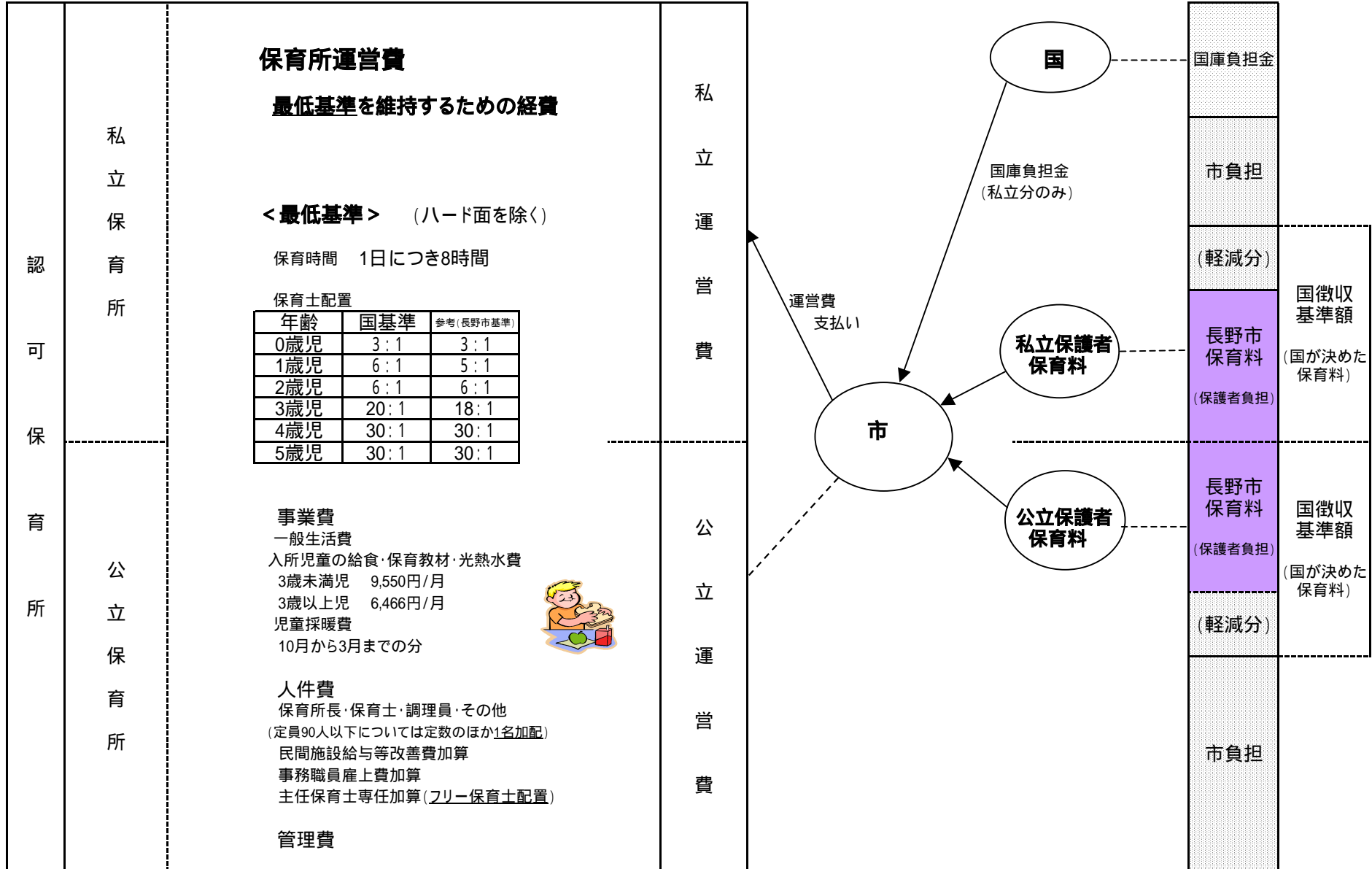
注2) 引下げになる階層については、平成17年度から長野市の基準額を適用する。

注3) 多子入所世帯の減免規定については、平成17年度から長野市の基準を適用する。

注4) 調整保育料の適用対象者は次のとおりとする。

- (1) 合併時点において、大岡村に居住(住民登録)しており、継続して居住している場合で、継続して大岡(村)保育園に入所している児童
- (2) 合併時点において、大岡村に居住(住民登録)しており、継続して居住している場合で、合併後に大岡(村)保育園に入所する児童
- (3) 合併時点において、その保護者(通常父母のいずれか)が大岡村に居住(住民登録)しており、継続して居住している場合で、合併後に出生し、大岡(村)保育園に入所する児童

保育所運営費と保育料



平成16年度長野市保育所運営費の状況（合併町村分除く）

項 目		合 計		公立保育園(公設民営6園含)		私立保育園	
保育園数		76 力所		38 力所		38 力所	
定 員		7,665 人		3,265 人		4,400 人	
入所児童数		96,939 人		40,443 人		56,496 人	
区 分		金 額	児 童 1 人	金 額	児 童 1 人	金 額	児 童 1 人
		(千円)	月平均(円)	(千円)	月平均(円)	(千円)	月平均(円)
国 の 基 準	支 弁 額 (a)	5,320,965	54,890	(2,054,863)	50,809	3,266,102	57,811
	徴収基準額 (b)	2,570,922	26,521	(1,082,611)	26,769	1,488,311	26,344
	負担基本額 (a) - (b) (c)	2,750,043	28,369	(972,252)	24,040	1,777,791	31,468
	国庫負担金 (c) × 5 / 10 (d)	1,375,022	14,184	(486,126)	12,020	888,896	15,734
	県負担金 (c) × 2.5 / 10 (e)						
	市負担金 (c) × 5 / 10 (f)	1,375,022	14,184	(486,126)	12,020	888,896	15,734
歳 入	保育料調定額 (g)	1,842,469	19,006	772,988	19,113	1,069,481	18,930
	国庫支出金	1,023,034	10,553	11,586	286	1,011,448	17,903
	県支出金(負担金・補助金)						
	その他の収入	48,395	499	48,395	1,197		
	計 (h)	2,913,898	30,059	832,969	20,596	2,080,929	36,833
歳 出	公立保育所運営費	2,423,259		2,423,259	59,918		
	私立保育所運営費	3,264,989				3,264,989	57,792
	その他・私立保育所補助金等	436,620	4,504			436,620	7,728
	計 (i)	6,124,868	63,183	2,423,259	59,918	3,701,609	65,520
差引市負担額 (i) - (h) (j)		3,210,970	33,124	1,590,290	39,322	1,620,680	28,687
超過負担額 (j) - (f)		1,835,948	18,939	1,104,164	27,302	731,784	12,953
うち保育料軽減額 (b) - (g) (k)		728,453	7,515	309,623	7,656	418,830	7,413
軽減率 (k) ÷ (b)		28.3 %		28.6 %		28.1 %	

* 公立保育園 国の基準()内は、平成16年度より国庫負担金が実際は廃止されているが、廃止前の参考値。

長野市保育料軽減率・軽減額の推移

(単位 千円)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
区分											
国の示した保育料 ア	2,162,296	2,268,110	2,279,237	2,388,919	2,510,254	2,572,550	2,587,512	2,640,608	2,623,218	2,592,595	2,570,922
市の保育料 イ	1,580,320	1,646,045	1,628,738	1,695,626	1,804,992	1,850,112	1,754,558	1,878,830	1,897,581	1,877,834	1,842,469
軽減額 ア-イ=ウ	581,976	622,065	650,499	693,293	705,262	722,438	832,954	761,778	725,637	714,761	728,453
軽減率 ウ/ア	% 26.9	% 27.4	% 28.5	% 29.0	% 28.1	% 28.1	% 32.2	% 28.8	% 27.7	% 27.6	% 28.3
年間入所児童数	人 73,394	人 75,166	人 75,877	人 74,628	人 81,350	人 85,228	人 87,688	人 89,830	人 91,794	人 95,424	人 96,939
1ヶ月1人当たり軽減額	円 7,929	円 8,276	円 8,573	円 9,290	円 8,669	円 8,477	円 9,499	円 8,480	円 7,905	円 7,490	円 7,515
年間1人当たり軽減額	円 95,154	円 99,311	円 102,877	円 111,480	円 104,034	円 101,718	円 113,989	円 101,763	円 94,861	円 89,884	円 90,175

平成16年度 保育料軽減率市別一覧表

(1) 中核市

市名	H16.4.1人口	軽減率(%)	順位
旭川市	360,065	41.6	1
奈良市	363,416	39.8	2
豊田市	346,213	38.8	3
岡崎市	342,150	38.8	4
豊橋市	358,584	38.2	5
宇都宮市	448,051	37.0	6
秋田市	312,543	36.7	7
船橋市	561,126	36.6	8
静岡市	703,150	35.5	9
堺市	788,194	34.4	10
大分市	440,855	33.2	11
東大阪市	496,242	33.1	12
浜松市	578,729	32.8	13
高槻市	352,415	31.9	14
相模原市	608,358	29.4	15
鹿児島市	546,599	28.5	16
長野市	359,825	28.3	17
新潟市	515,772	28.0	18
金沢市	440,542	28.0	19
和歌山市	388,059	28.0	20
熊本市	656,969	28.0	21
高松市	334,717	25.6	22
長崎市	417,146	24.7	23
郡山市	333,210	24.6	24
倉敷市	436,052	23.4	25
岡山市	627,827	21.6	26
富山市	320,966	21.4	27
松山市	476,250	21.4	28
岐阜市	401,696	20.3	29
姫路市	477,009	20.3	30
横須賀市	434,451	19.1	31
いわき市	361,204	17.4	32
宮崎市	307,810	17.0	33
高知市	326,786	14.4	34
川越市	327,428	未報告	
福山市	407,610	未報告	
八王子市	548,688	未報告	
平均	446,127	28.8	

(2) 長野県

市名	H16.4.1人口	軽減率(%)	順位
千曲市	64,242	30.6	1
長野市	360,619	28.3	2
駒ヶ根市	34,463	26.6	3
大町市	30,257	26.5	4
岡谷市	55,354	26.3	5
中野市	42,649	25.6	6
飯山市	25,318	25.4	7
須坂市	53,761	25.0	8
上田市	125,396	22.6	9
飯田市	106,874	22.3	10
松本市	208,015	21.5	11
東御市	31,329	20.5	12
諏訪市	53,729	20.1	13
伊那市	62,647	19.5	14
塩尻市	65,374	18.7	15
茅野市	56,204	14.8	16
佐久市	68,408	13.4	17
小諸市	45,598	12.0	18
平均	82,791	22.2	

源泉所得税の改正のあらまし

平成 17 年 4 月 国税庁パンフレットより抜粋

平成 17 年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正がおこなわれました。

< 本年度の主な改正点 >

- 平成 18 年 1 月から「源泉徴収税額」が変わります。
- 年末調整で国民年金保険料等について社会保険料控除を受ける場合には、証明書の添付等が必要となりました。
- 住宅借入金等特別控除の適用対象に一定の中古住宅が追加されました。
- 租税条約の届出書への居住者証明書の添付要件が緩和されました。

1 定率減税の額が引き下げられ、平成 18 年分以後の所得税から適用されることとなりました。

これに伴い、平成 18 年 1 月 1 日以後に支払うべき毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する税額表が、定率減税の額の引下げを織り込んだものに改められることとなりました。

また、平成 18 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等に対する源泉徴収税額の計算方法も改められることとなりました。

適用開始
(平成 18 年 1 月 1 日)

	平成 17 年	平成 18 年
所得税の定率減税	<p>所得税額の 20%相当額を控除 20%相当額が 25 万円を越える場合は、25 万円</p>	<p>所得税額の 10%相当額を控除 10%相当額が 12 万 5 千円を越える場合は、12 万 5 千円</p>
給与等の源泉徴収	<p>平成 17 年 4 月源泉徴収税額表を使用</p> <p>年末調整</p>	<p>毎月(日)の給与等から源泉徴収する税額が変更となります。</p> <p>新税額表を使用</p> <p>年末調整時に所得税額の 10%相当額(12 万 5 千円を限度とします。)を控除します。</p> <p>年末調整</p>
公的年金等の源泉徴収	<p>定率減税前の税額の 20%相当額を控除 20,850 円 × 「その支給金額の計算の基礎となった期間の月数」を限度とします。</p>	<p>定率減税前の税額の 10%相当額を控除 10,450 円 × 「その支給金額の計算の基礎となった期間の月数」を限度とします。</p>

保育所、幼稚園と総合施設

	保育所	幼稚園	総合施設（予定）
施設の性格	児童福祉施設	学校	就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供するとともに、すべての子育て世帯に対する支援を行う機能を備える
設置根拠	児童福祉法 （厚生労働省）	学校教育法 （文部科学省）	総合施設法（仮称）
設置主体	制限なし	公立、学校法人が原則	制限なし
設置認可	公立：都道府県知事届出 私立：都道府県知事認可 （中核市においては中核市長）	公立：都道府県教委認可 私立：都道府県知事認可	必要な機能を備える施設（幼稚園、保育所等）を都道府県知事が認定
対象児	0歳～就学前 （保育に欠ける児童）	満3歳～就学前 （保育に欠ける欠けないは問わない）	0歳～就学前 （保育に欠ける欠けないは問わない）
利用形態	市町村と保護者の契約	直接契約	直接契約
利用時間	1日につき8時間を原則（一時、延長保育あり。春夏休みなし）	1日につき4時間が標準（預かり保育あり。春夏休みあり）	ニーズに応じた利用（8時間利用も可能な体制）
教育・保育の内容	保育所保育指針	幼稚園教育要領	左の指針及び要領を踏まえたガイドライン
職員配置	0歳 3:1 1,2歳 6:1 3歳 20:1 4歳以上 30:1	1学級35人以下	3歳未満 保育所と同等 3歳以上 幼稚園・保育所と同等
施設設備	保育室 屋外遊戯場（付近にある場合でも可） 調理室	保育室 運動場（幼稚園と同一敷地内又は隣接地）	保育室 運動場（一定条件のもとに付近にある場合でも可） 調理室（一定条件のもとに外部搬入も可）
職員資格	保育士	幼稚園教諭	保育士又は幼稚園教諭（ただし3～5歳教育は幼稚園教諭、0～2歳保育は保育士を中心）
利用料	市町村ごとに設定（所得に応じた負担）	幼稚園ごとに設定（所得に応じた助成あり）	施設ごとに設定（所得に応じた助成を検討）
財政措置	公立：地方一般財源 私立：国庫負担金	公立：地方一般財源 私立：私学助成＋利用料助成	公立：地方一般財源 私立：国庫補助（予算補助）を検討

幼稚園・保育所の保護者負担（保育料）と公費負担の仕組みと割合

幼稚園・保育所の運営には、保護者が負担する保育料等の他に、行政の公費負担があります。

1 保育所（私立の場合）

利用申込み、契約及び保育料支払は市町村、市町村が各保育所に保育を委託
保護者の就労等入所要件がある

（ア）国の基準

保護者負担	公費負担	
保育料（国の基準）	市町村一般財源	国庫負担金
約 50%	約 50%	

（イ）長野市の状況

保護者負担	公費負担		
保育料（長野市の基準）	保育料 軽減	長野市一般財源	国庫負担金
約 35%	約 15%	約 25%	約 25%
	約 40%		

2 幼稚園（私立の場合）

利用申込み、契約及び保育料支払は各幼稚園
入所要件はない

長野市の状況

保護者負担	公費負担	
保育料（各幼稚園ごとの基準）	就園 奨励費	国庫補助金 長野県・長野市一般財源
約 50%	約 50%	

3 総合施設（私立の場合）

利用申込み、契約及び保育料支払は各総合施設
入所要件はない

財源については、利用者からの利用料だけでなく、子育てを支えていく次世代育成支援の理念に基づき、社会全体が負担する仕組みとしていくことが必要である。

（国（審議会）の考え方）

平成 17 年度モデル事業の状況

保護者負担	公費負担
保育料（各総合施設ごとの基準）	

